

議員提出議案第 3 号

知立市議会の議員の議員報酬の特例に関する条例

上記の議案を提出する。

令和 2 年 6 月 1 日提出

提出者 知立市議会議員 神 谷 文 明

賛成者 知立市議会議員 中 野 智 基

〃 石 川 智 子

〃 佐 藤 修

知立市議会の議員の議員報酬の特例に関する条例

議会の議長、副議長及び議員の議員報酬月額は、令和 2 年 7 月 1 日から令和 3 年 3 月 3 1 日までの間において、知立市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例（昭和 4 5 年知立市条例第 3 3 号）第 2 条の規定にかかわらず、同条に定める額から当該額に 1 0 0 分の 7. 5 を乗じて得た額を減じた額とする。

附 則

- 1 この条例は、令和 2 年 7 月 1 日から施行する。
- 2 令和 2 年 7 月 1 日から令和 3 年 3 月 3 1 日までの間において、知立市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の特例を定める条例（令和元年知立市条例第 2 5 号）第 3 条第 2 項及び第 6 条第 2 項中「議員報酬条例の規定により支給を受けるべき議員報酬の月額」とあるのは「知立市議会の議員の議員報酬の特例に関する条例（令和 2 年知立市条例第 号）の規定により支給を受けるべき議員報酬の月額」と読み替えるものとする。

提案理由

この案を提出するのは、議員の議員報酬を減額する特例を定めるため必要があるからである。